

つくば市学校再開ガイドライン

このガイドラインは、国や県の方針を参考に作成し、市内の感染状況により、改定・追加を行う場合があります。

○教職員用

- 毎朝自宅で検温し体調確認を行い、結果を管理職に報告する。
- 状況に応じてマスクを着用し手洗いを励行するなど、感染防止に最大限の注意を払い、次に示す児童生徒への指導に当たる。

<登下校・始業前>

- 登下校時は、1メートル以上の距離を確保し、会話を控えることによりマスクを着用しなくてもよいものとする。ただし、マスクの着用を妨げるものではない。その際には、熱中症防止のため、適宜マスクを外し休憩し、水分の補給をするように指導する。
- 登下校前に、熱中症対策のため、水筒に十分な水を補充させる。また、登下校中でも、安全に気をつけながら、こまめに水分補給を行うように指導する。
- スクールバスで登下校する際は、マスクを必ず着用させ、できるだけ座席の間隔を空けるとともに、会話を控えさせる。また、定期的に窓を開け換気を行う。運行前には、ドアノブ等の消毒を行う。
- 登校の際、昇降口で児童生徒は手指の消毒を行わせる。また、マスク着用を確認し、着用していない場合は学校にある予備のマスクを着用させる。
※消毒液等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと
- 児童生徒が持参した「健康観察表」を確認し、症状にチェックがあった場合は、指定した教員が別室Aに誘導し、検温及び健康観察等を行う。なお、「健康観察表」を持参しなかった児童生徒についても別室Bにて同様の対応をする。
- 登下校時には、昇降口に密集しないよう、1メートルを目安に空けるよう誘導するなど、各校の実情に合わせて対応する。

- コロナウイルス感染に対する不安があり登校しない、また、出席停止措置により自宅待機中の児童生徒に対しては、電話やメール、ポスティング等で確実に連絡を取り合う。

※欠席扱いとしない場合

- ・登校前の検温で平熱より高い場合、咳、喉の痛み等の症状がある場合
- ・海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合
- ・保護者から、感染を心配して休ませたいのと申出があり、合理的理由が認められる場合

<手洗い・清掃 学校生活全般>

- 次の6つの場面で必ず手洗いをさせるようにする。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗わせる。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はさせないようにする。

- ① 外から教室に入るとき
- ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
- ③ 給食の前後
- ④ そうじの後
- ⑤ トイレの後
- ⑥ 共有のものをさわったとき

※石けん等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと

- 教職員、児童生徒が触れる場所（階段の手すり、ドアノブ等）を、昼休み、放課後等1日1回以上殺菌消毒する。
- トイレは、通常の清掃のほかに、共同で触れる場所等（電気のスイッチ、蛇口、ドアノブ、床）について1日1回以上殺菌消毒し、記録に残す。トイレの清掃については、当面の間、教職員が行う。
- 換気のため、各教室において対角線上の窓を開ける。エアコン使用時も換気に留意する。
- 室内では、原則マスクを着用させる。
ただし、気候の状況により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外させる。その際には、換気や児童生徒間の距離の確保などを配慮する。

- 休み時間には水分を補給させるとともに、熱中症の対策も十分に行う。
- 休み時間は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控えるようにさせる。
- 外で遊ぶときは、マスクの着用は必ずしも必要ないが、人と十分な距離を保つようにする。また、外したマスクは、専用の袋等に入れて保管させる。
- 児童生徒の体調が悪くなったときは、別室（保健室以外）で休養させ、速やかに保護者に連絡する。

<授業・各教科等>

- 授業時は3密をさけるようにし、指導計画の見直しや学習形態の工夫を行う。感染の可能性が高い学習活動は、当面の間見合わせる。実施できるようになった場合も、感染症対策を十分に行った上で実施する。
＜例＞・狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触する活動
 - ・調理実習
 - ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- 教室内の机・椅子の配置は、1メートルを目安に空けるとともに、できるだけ重なり合わないようにする。
- 教室内においては、教師と最前列の児童生徒との間隔を1メートルを目安に空けさせる。
- 近距離での会話や、大声を出すことは控えさせる。
- できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒同士の貸し借りはさせない。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせ、使用後には器具等を消毒する。
- 当面の間、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。また、体育館等のドアや窓などを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用などの感染拡大防止のための措置を講じる。

- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるために児童生徒の間隔を十分に確保する。また、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時には医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。
- 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用する。ただし、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。

＜給食＞

（１）配膳時について

- 給食当番や配膳をする教職員は、「給食当番チェック表」を使用して給食当番が可能か体調を点検し、記録する。
- 衛生的な服装を徹底する。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用后、他の人のものと一緒にならないようにする。
- 飛沫物が食品に付着することを防ぐため、配食時は当番以外もマスクを着用させる。
- 児童生徒等全員が食事の前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底させる。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はさせない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り１メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとるなど、学校の状況に応じた配慮を行う。
- おかずや汁物は、なるべく教職員が盛り付けを行う。
- なるべく食べきれる量を配膳し、一度盛り付けたものを食缶に戻したり、児童生徒同士の給食の交換はさせない。
- 盛り付けの際は、複数の人が同じトングを使うことは避ける。
- おかわりの配膳は、教職員が行う。

（２）会食時について

- 会食は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔は１メートルを目安に離し、飛

沫を防ぐため、会話を控えさせるなどの対応を行う。食事のあいさつの時もマスクを着用させる。

- 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底させる。また、外したマスクは、専用の袋等に保管させる。
- 教室以外の場所も利用し、食事場所を分散させる等の工夫をする。

(3) 後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、マスクを着用し、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。(グループで分担しない。)
- 牛乳パックリサイクルは、当面の間、見合わせる。牛乳パックは、ごみ袋に入れ給食センターに返却する。

<部活動>

- 顧問の監督のもと、部活動が新しい生活様式に見合った活動となるよう部員同士がアイデアを出し合い、短時間で効率的な活動となるよう工夫する。
- 3密防止の環境をつくり、当面の間は身体接触を避けた練習計画のもと実施する。
- 開始前後の手洗い等感染症予防対策を実施し、ハイタッチや握手、大声での掛け声や発声は控えさせる。
- 活動自粛に伴う運動不足や体力の低下が懸念されるため、まずは、体力の回復につながる運動を一定期間行い、段階的に活動時間を増やしたり、運動強度を高めたりしていく。特に、新入生の活動参加については、活動内容に十分に配慮する。
- 屋内で活動する場合は、こまめな換気や消毒液の利用を徹底する。また、長時間の利用を避け、相手との距離を十分に確保できる人数とする。
- 対外試合等については、地域の感染状況等を踏まえ、実施の必要性を学校として判断する。なお、当面の間は、対外試合等は市内の学校に留める。

- 部室や更衣室等を利用する際は、用具の出し入れや着替えなど短時間の利用とし、一斉には使用しない。また、部室・更衣室は衛生を保つよう心がける。
- 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに生徒間で不必要に使い回しをさせない。
- 室内外問わずミーティングは密集を避け、生徒間の距離を1メートルを目安に空けて行う。
- こまめに休憩を取り入れ、水分を補給させるとともに、熱中症の対策（帽子の着用等）を十分に行う。
- 児童生徒の活動を注視し、体調の変化等が見られた場合には別室で休ませる等の対応をとる。

○保護者・児童生徒用

<登下校・始業前>

- 毎朝、自宅で検温し、健康チェック「医療相談アプリ LEBER」に入力、または、「健康観察表」に記入、学校に持参する。
- 検温において、平熱より高い場合や風邪の症状がある場合は自宅で休養する。
- 水分をこまめに補給するための水筒を持参する。
- 登下校時は、1メートル以上の距離を確保し、会話を控えることによりマスクを着用しなくてもよいものとする。ただし、マスクの着用を妨げるものではない。その際には、熱中症防止のため、適宜マスクを外し休憩し、水分の補給をする。
- 外したマスクを入れるための布や袋を持参する。また、登下校中でも、安全に気をつけながら、こまめに水分補給を行う。
- 登校の際、昇降口周辺で手指の消毒を行う。

＜手洗い・清掃 学校生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いを行う。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗う。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。
 - ① 外から教室に入るとき
 - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ③ 給食の前後
 - ④ そうじの後
 - ⑤ トイレの後
 - ⑥ 共有のものをさわったとき※石けん等に対するアレルギーがある場合には、必ずしも使用しなくてよい。

- 室内では、原則マスクを着用する。
外で遊ぶときは、マスクの着用は必ずしも必要ないが、一定の距離を保つようにする。また、外したマスクは、専用の袋等に入れて保管する。

- 休み時間は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控える。

＜授業・各教科等＞

- 近距離での会話や、大声を出すことは控える。

- 児童生徒同士の、教材教具の貸し借りはしない。

- みんなで使う器具や用具の使用前後に、手洗いを行う。

- 体育の授業では、マスクを着用しなくてもよい。マスクを着用する場合は、医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用する。

＜給食＞

(1) 配膳時について

- 衛生的な服装をする。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用后、他の人のものと一緒にならないようにする。

- 飛沫物が食品に付着することを防ぐため、配食時は当番以外もマスクを着用する。
- 食事の前後に、必ず流水と石けんでの手洗いをする。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はしない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとる。
- 一度盛り付けたものを食缶に戻したり、児童生徒同士で食品を交換したりしない。

(2) 会食時について

- 会食中は、飛沫を防ぐため、会話を控える。食事のあいさつの時もマスクを着用する。
- 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットに努める。また、外したマスクは専用の袋等に保管する。

(3) 後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、マスクを着用し、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。(グループで分担しない)
- 牛乳パックはごみ袋に入れ、給食センターに返却する。

<部活動>

- 顧問の監督のもと、部活動が新しい生活様式に見合った活動となるよう部員同士がアイデアを出し合い、短時間で効率的な活動となるよう工夫する。
- 3密防止の環境をつくり、身体接触を避けた練習計画のもと実施する。
- 部室や更衣室等を利用する際は、用具の出し入れや着替えなど短時間の利用とし、一斉には使用しない。また、部室・更衣室は衛生を保つよう心がける。
- 屋内で活動する場合は、こまめな換気や手洗いを行う。また、長時間の利用を

避け、相手との距離を十分に確保できる人数で活動する。

- ハイタッチや握手、大声での掛け声や発声を控える。
- 室内外問わずミーティングは密集を避け、生徒間の距離を1メートルを目安に空けて実施する。
- こまめに休憩を取り入れ、水分を補給するとともに、熱中症の対策（帽子の着用等）を十分に行う。
- 体調が悪くなった場合は、速やかに顧問に伝え、無理をしない。

以上

2020. 6. 1 策定
2020. 7.14 改訂